

議会議案第10号

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年（2020年）12月2日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	池田実
同	同	上	納所輝次
同	同	上	前川綾子
同	同	上	吉岡和江
同	同	上	高橋浩司
賛成者	同	上	高野洋一
同	同	上	山田直人

（提案理由）

平成31年（2019年）3月に、神奈川県において「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されたことに伴い、同条例との整合性を図るとともに、自転車の安全利用の促進に関する啓発活動の充実及び施策の推進等を図ろうとするものである。

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例（平成24年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「昭和35年法律第105号」を「昭和35年法律第105号。以下「法」という。」に改め、同条第2号中「自転車利用者等」を「自転車利用者」に、「自転車利用者及び自転車所有者」を「道路（法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）において自転車を利用する者」に改め、同条第3号中「自転車利用者等」を「自転車利用者」に改め、同条第5号中「小売り」を「小売」に、「及び自転車貸出事業者（以下「自転車小売業者等」という。）」を「（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車貸付業者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。

第2条に次の1号を加える。

（7） 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

第4条の見出し中「自転車利用者等」を「自転車利用者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「自転車利用者等」を「自転車利用者」に、「道路交通法」を「法」に改め、同項第3号中「保護者等」を「児童又は幼児を保護する責任のある者」に、「ヘルメット着用を」を「ヘルメットを着用」に改め、同項に次の1号を加える。

（8） 自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めなければならない。

第4条第2項を次のように改める。

2 自転車利用者は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

第4条第3項を削り、同条第4項中「自転車利用者等」を「自転車利用者」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第1項中「自転車小売業者等」を「自転車小売業者及び自転車貸付業者」に改め、同条第2項中「自転車小売業者等」を「自転車小売業者」に改め、「又は貸出を希望する者」を削り、同条第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 事業者等は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、次項の規定により、自転車貸付業者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条の見出し中「計画の策定」を「交通安全計画」に改め、同条第1項を次のように改める。

市は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条に基づき策定する交通安全計画において、自転車の安全な利用の促進に関する施策を定めるものとする。

第9条第2項中「自転車安全総合推進計画」を「前項の計画における施策」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（保護者の責務）

第8条 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。